

tut.ac.jp および tut.jp ドメインのメールアドレス運用ポリシー

情報メディア基盤センターネットワーク部長
廣津登志夫

従来, tut.ac.jp ドメインのメールアドレスの運用に関するポリシーは存在していなかったが, 基本的に学長・副学長などのためのメールアドレスとして運用されていた. tut.jp ドメインの取得により, 全学の教員にポータルアドレスを提供できる準備が整ったことに伴い, tut.ac.jp ドメインおよび tut.jp ドメイン直下のメールアドレスの運用ポリシーを規定する.

■全体方針

- tut.ac.jp ドメインのメールアドレスについては, 大学の公式アドレスとして厳格な運用ポリシーを採る.
- 短縮アドレスなどの各種要望については, tut.jp ドメインのメールアドレスの割り当てにより対応する.

■tut.ac.jp 運用ポリシー

- tut.ac.jp ドメインのメールアドレスの割り当ては, 以下のいずれかの条件を満たす場合に限る.
 1. 学長・副学長・理事など執行部に属する職員のための「人名@tut.ac.jp」という形式のメールアドレス
 - ー ローカルパートは, 該当職員の名字を基本とする. ただし, 該当職員が希望するローカルパートの使用を可とする.
 - ー ローカルパートは, 明らかに人名と分かるものに限る.
 - ー 退任後も転送サービスを行う. ただし, 運用上のトラブル(例: メール転送のループなど)が生じた場合には, 情報メディア基盤センターの判断によって転送を打ちきることができる.
 2. RFC2142 によって定められた一般的なサービス・役割・機能に対応するメールアドレス(例: postmaster@tut.ac.jp や webmaster@tut.ac.jp など)
 3. その他, 情報基盤機構委員会によって承認されたメールアドレス
- これまでの運用の経緯上 tut.ac.jp ドメインの割り当てを受けている教員については, tut.jp ドメインの運用開始日から起算した移行期間(1年)以内に tut.jp ドメインへの移行をお願いする.

■tut.jp 運用ポリシー

- tut.jp ドメインのメールアドレスについては、教員の短縮アドレスとして広く利用できるようにする。
- 教員に対して、「希望するローカルパート@tut.jp」という形式のメールアドレスを以下のルールにより割り当てる。
 - － 先着順による。ただし、運用開始時のみは以下の細則に従う。
 - － 割り当ては1人1アドレスとする。
 - － ローカルパートの変更は原則不可とする。
 - － 公序良俗に反するようなローカルパートは不可とする。
 - － 退任後も転送サービスを行う。ただし、運用上のトラブル(例: メール転送のループなど)が生じた場合には、情報メディア基盤センターの判断によって、転送を打ちきることがある。
- RFC2142 によって定められた一般的なサービス・役割・機能に対応するメールアドレスは予約名とする。
- ネットワーク部長の承認により tut.jp 以下にサブドメインを設けることができる。

■tut.jp 運用開始に伴う細則

- 本ポリシーが承認された結果、tut.jp ドメインの運用開始スケジュールは以下の通りである。
 - － 登録期間: 2009年7月1日～7月31日
 - － 調停期間: 2009年8月1日～8月31日
 - － 運用開始: 2009年9月1日
- 登録期間内に提出されたアドレス割り当て申し込みは、実際の申し込み日に関わらず、7月31日付けの申し込みとして処理される。
- 調停期間は、登録期間中に同一アドレスの割り当て希望が複数の教員から提出された場合を調停するための期間である。
 - － 同一アドレスについて、複数の教員から割り当ての希望があった場合には、抽選により利用者を決定する。
 - － 当初の希望アドレスが取得できなかった教員は、別アドレスの割り当てを希望することができる。
 - － 調停期間内は、新規のアドレス割り当て申し込みを受け付けない。
- 運用開始日以後のアドレスの割り当ては、先着順による。